

宇部市教育委員会規則第 号

宇部市立小中学校の通学区域に関する規則（昭和六十一年教育委員会規則第一号）の一部を次のように改める。

令和2年 月 日

宇部市教育委員会教育長 野 口 政 吾

別表2の表中川上の項を次のように改める。

川上	12区（山口県道6号山口宇部線から南側の住所地に限る。）
----	------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宇部市教育委員会規則第 号

学校教育法施行細則(昭和二十九年教育委員会規則第十号)の一部を次のように改める。

令和二年 月 日

宇部市教育委員会教育長 野 口 政 吾

第六条第二項ただし書を削り、同条第三項中「一年を通じて十四日以内の農繁期その他の」を削り、同条に次の一項を加える

4 「校長は、教育上必要があり、かつやむを得ない理由があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、休業日を授業日に変更することができる」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、交付の日から施行する。

(令和二年度の夏季及び冬季の休業日)

2 第六条第一項の規定にかかわらず、令和二年度の夏季及び冬季の休業日については、同項第二号中「七月二十一日から八月二十四日まで」とあるのは、「八月一日から八月十六日まで」とし、同項第三号中「十二月二十五日から翌年一月七日まで」とあるのは、「十二月二十六日から翌年一月四日まで」とする。